

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年6月13日

SAGA2024実行委員会
会長 山口 祥義

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量 スウィングバナー 993本
- (2) 調達内容 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 ①令和6年8月19日（月曜日）
②令和6年9月2日（月曜日）
- (4) 納入場所 SAGA サンライズパーク（佐賀市日の出2丁目1番10号）
JA さが旧東部地区中央支所（三養基郡みやき町原古賀 54731）

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 県内に本店を有する者又は県内に支店等を有する者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格確認申請書等について

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札参加資格確認申請書に係る資料を添付の上、令和6年6月19日（水曜日）午後5時までに下記の場所に郵送（郵送の場合は、前記の受付期限までに下記の場所に配達日（到着日）を指定でき、かつ郵便書留等により配達記録が残る方法によること）又は持参してください。また、封筒裏書に【スウィングバナー調達に係る 入札参加資格確認申請書等在中】と明記してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 入札参加資格確認申請書及び関係資料

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 営業概要書（様式2）

※佐賀県内に本店又は支店を有すること。また、法人の概要がわかるパンフレット等を添付してください。

ウ 誓約書（様式3）

(2) 提出先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

SAGA2024実行委員会事務局

事務局：佐賀県地域交流部SAGA2024・SSP推進局

SAGA2024施設調整チーム 会場・施設担当

電話 0952-25-7174

E-mail saga2024shisetsu@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

上記3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年6月21日（金曜日）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札関係書類の交付方法

佐賀県ホームページ又はSAGA2024公式ホームページ (<https://saga2024.com/>) から入手してください。

(2) 入札説明会

実施しません。

ただし、入札公告日から令和6年6月19日（水曜日）午後5時まで電子メールにて質問を受け付けることとし、回答は電子メールにより令和6年6月21日（金曜日）までに行います。この業務に関する質問は、上記3（2）の提出先へ電子メールで質問書（様式6）を送付してください。

(3) 同等品

ア 仕様書に掲載している物品以外で応札する場合は、令和6年6月19日（水曜日）の午後5時までに、仕様を満たしていることがわかるカタログ等を添付のうえ、上記3（2）の提出先に応札物品承認申請書（様式7）及びサンプル（素材や仕上げ等がイメージできるもの）を直接持参し、又は郵送（同日時必着）し、承認を受けること。

イ 応札物品承認申請書に対する回答は、令和6年6月21日（金曜日）までに佐賀県ホームページ又はSAGA2024公式ホームページ（<https://saga2024.com/>）に掲載し、承認申請を行った事業者以外においても応札可能となります。

ウ 承認を受けていない物品での応札は無効となるので注意すること。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和6年6月27日（木曜日）午後1時30分

イ 場所 〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新館11階 SAGA2024・SSP推進局局内会議室

(5) 入札方法

入札者又はその代理人が「入札書」（様式4）を郵送し（ただし特定記録郵便等、追跡可能な方法に限る。）、又は持参してください。

第1回目の入札の入札書在中の封筒に「スウィングバナー調達に係る入札書在中 1回目」と表書きし、再入札の入札書在中の封筒には、「スウィングバナー調達に係る入札書在中 2回目」から順に回数を記載して、それらをまとめて別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載してください。

また、入札書は、令和6年6月26日（水曜日）午後5時までに、上記3（2）の提出先に必着としてください。

(6) 開札に関する事項

開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

6 入札保証金

(1) 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

(2) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ア 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

イ 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

ウ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

- エ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - オ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - カ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
- (3) 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。
- ア SAGA2024 実行委員会を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 上記2の本文中に規定する区分に応じて求められる要件の全てを満たす者で、過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種同規模の契約を締結し、これを適正に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合（契約書の写し、契約相手先からの履行証明書又は完了確認書及びそれらに類するものなどで履行確認ができる場合）

7 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に準じて、上記6(2)の各号に掲げる価値の担保を供することができます。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。
 - ア SAGA2024 実行委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 上記2の本文中に規定する区分に応じて求められる要件の全てを満たす者で、過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種同規模の契約を締結し、これを適正に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合（契約書の写し、契約相手先からの履行証明書又は完了確認書及びそれらに類するものなどで履行確認ができる場合）

8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 本入札執行について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- (5) 1人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のない者

(7) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

10 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができません。

11 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき
- (2) 地形又は工作物の変動により、その目的を達成することができなくなったとき

12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより、落札者を決定します。この場合において、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

13 再度の入札

再度の入札については、次のとおりとします。

- (1) 開札をした場合において、上記12の規定による落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札（以下「再入札」という。）を行います。
- (2) 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とします。
- (3) 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

14 入札の辞退

入札に参加する者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届（様式5）を上記3（2）宛てに書面で提出してください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではありません。

15 入札参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の各号に該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとします。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

- (3) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。
- (4) 自己又は自社の役員等が、上記2（7）のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は2（7）のイからキまでに掲げる者が、その経営に 実質的に関与していることが判明したとき。
- (5) その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

16 その他

- (1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他SAGA 2024実行委員会の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはいけません。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがあります。
- (3) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。
- (4) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、佐賀県財務規則の定めるところによります。
- (5) 本入札に関する手続に要する費用については、入札参加者の負担とします。
- (6) 入札書の提出に併せて、積算内訳書も提出すること。
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (8) 契約締結に当たっては、契約書を作成します。
- (9) 当該入札に定めのない事項については、佐賀県財務規則の定めによるものとします。

17 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1-59

SAGA 2024 実行委員会事務局

（ 佐賀県地域交流部 SAGA 2024・SSP 推進局
SAGA 2024 施設調整チーム 会場・施設担当 伏原、藤原
電話 0952-25-7174

E-mail saga2024shisetsu@pref.saga.lg.jp